



# 熊本県公報

第 1 1 7 9 1 号

平成 21 年 3 月 24 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>規 則</b>	
○熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康づくり推進課) 1
○熊本県立保育大学校学則を廃止する規則……………	(少子化対策課) 3
<b>告 示</b>	
○種畜証明書交付……………	(畜産課) 4
○熊本都市計画下水道事業合志公共下水道の事業変更認可……………	(下水環境課) 4
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定廃止……………	(障害者支援総室) 4
○熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………	(交通・くらし安全課) 4
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	(砂防課) 5
○道路の区域変更……………	(道路保全課) 31
○道路の供用開始……………	( // ) 32
○道路の供用開始……………	( // ) 32
○道路の供用開始……………	( // ) 32
○道路の供用開始……………	( // ) 33
<b>公 告</b>	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……………	(商工政策課) 34
○平成21年度前期技能検定の実施……………	(労働雇用総室) 34
○技能実習制度に係る平成21年度技能検定の実施……………	( // ) 36
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了公告……………	(建築課) 38
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告……………	( // ) 38
○都市計画法第36条第3項の規定に基づく開発行為工事完了公告……………	( // ) 38
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了公告……………	( // ) 39
○争議行為の予告……………	(労働雇用総室) 39
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告……………	(建築課) 39
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告……………	( // ) 39
○都市計画法第36条第3項の規定による開発行為工事完了公告……………	( // ) 40
○争議行為の予告……………	(労働雇用総室) 40
○土地改良事業の工事完了……………	(農村計画・技術管理課) 41
<b>登 載 依 頼</b>	
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	(選挙管理委員会) 41
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	( // ) 41
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	( // ) 42
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	( // ) 42
○政治資金規正法の規定に基づく政治団体の名称等の公表……………	( // ) 42
○熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程……………	(企業局総務経営課) 43

## 規 則

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 号

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県調理師法施行細則(昭和 3 4 年熊本県規則第 8 号)の一部を次のように改正する。  
第 2 条を次のように改める。

(書類の提出)

- 第 2 条 法第 5 条の 2 第 1 項の規定により知事に提出する書類は、1 通とし、就業地を管轄する熊本県保健所長を経由しなければならない。ただし、当該就業地が熊本市の区域にある場合は、直接知事に提出しなければならない。
- 2 政令第 1 条及び第 1 1 条から第 1 5 条までの規定により知事に提出する書類は、1 通とし、熊本県保健所長(熊本市に住所を有する者が書類を提出する場合にあっては、熊本市長)を経由しなければならない。ただし、県外に住所を有する者が政令第 1 1 条が

ら第15条までの規定により知事に書類を提出する場合は、直接知事に提出しなければならない。

3 政令第1条の2から第1条の5までの規定により知事を経由して厚生労働大臣に提出する書類は、2通とし、施設の所在地を管轄する熊本県保健所長を経由しなければならない。ただし、当該施設の所在地が熊本市の区域にある場合は、直接知事に提出しなければならない。

第6条中「受験願書（別記第4号様式）」を「調理師試験受験願書（別記第4号様式。以下この条において「受験願書」という。）」に改め、同条に次のただし書を加える。  
ただし、受験票（当該試験が行われる日から3年さかのぼった日の属する年度以降に行われた試験に係るものに限る。以下この条において同じ。）を当該受験願書に添えて提出するときは、第2号及び第3号に掲げる書類の添付を省略することができる。

第6条第1号を次のように改める。  
（1） 受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのカラーの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの  
第6条に次の2号を加える。  
（3） 調理業務従事証明書（別記第5号様式）  
（4） 第2号又は前号に掲げる書類（受験票を添える場合にあつては、当該受験票）に記載された氏名と受験願書に記載した氏名とが異なる場合にあつては、戸籍謄本又は戸籍抄本

第8条中「別記第5号様式」を「別記第6号様式」に改める。  
第10条を削る。  
別記第4号様式を次のように改める。  
別記第4号様式（第6条関係）

調理師試験受験願書		収入証紙
年 月 日		
熊本県知事 様		
調理師法第3条の2第1項に規定する試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。		
本 籍 (国 籍)		
現 住 所		
電 話 番 号		
ふ り が な 氏 名	(氏)	(名)
生 年 月 日	年 月 日	

別記第5号様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。  
別記第5号様式（第6条関係）

調理業務従事証明書

①従事者氏名（受験者）
②生年月日 年 月 日

上記の者は、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

③勤務施設名		④勤務施設所在地		電話 ( )								
勤務施設の種別	⑤種類 (該当するところに○印を付けてください。)		⑥許可・開設年月日 許可保健所・許可番号		⑦調理業務の内容 (調理操作や献立例を具体的に記載してください。)							
	関係営業飲食店	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(最新の許可年月日等) 年 月 日 第 保健所号									
給食施設の種類	給食		(給食施設開設年月日)		(献立例)							
	<table border="1"> <tr> <td>食数</td> <td>1日あたり</td> <td>食</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1回あたり</td> <td>食</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(1日に複数回提供する場合は、最多食数を記入してください。ただし、継続的に供給している場合に限りです。)</td> </tr> </table>		食数	1日あたり		食		1回あたり	食	(1日に複数回提供する場合は、最多食数を記入してください。ただし、継続的に供給している場合に限りです。)		
食数	1日あたり	食										
	1回あたり	食										
(1日に複数回提供する場合は、最多食数を記入してください。ただし、継続的に供給している場合に限りです。)												
⑧上記の施設で調理の業務に従事した期間			年 月 日から 年 月 日まで 年 か月									
⑨勤務日数及び時間			日/週、 時間/日									
⑩廃業年月日 (廃業した場合のみ記入してください。)			年 月 日									

⑪証明日	年 月 日
------	-------

⑬実印又は職印
---------

⑫証明者	所在地又は住所	電話 ( )		
	名称			
	地位	氏名		

⑭証明者が勤務施設の代表者でない場合の理由	
-----------------------	--

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県立保育大学校学則を廃止する規則をここに公布する。  
平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第3号

熊本県立保育大学校学則を廃止する規則  
熊本県立保育大学校学則（昭和38年熊本県規則第72号）は、廃止する。  
附 則  
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第231号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により公示する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

検査日	種畜証明書 番号（平20 熊本県臨）	名号	品種	検査 成績	飼養者	検査場所
平成21年 3月9日（月）	第10号	絃 玖	ペルシュ ロン種	2級	有限会社宮 村牧場	阿蘇郡西原 村

熊本県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 合志市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
熊本都市計画下水道事業 合志公共下水道
- 3 事業計画
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
昭和60年1月31日熊本県告示第132号、昭和63年4月9日熊本県告示第304号、平成2年12月19日熊本県告示第866号、平成6年9月21日熊本県告示第736号、平成12年7月28日熊本県告示第646号、平成15年12月3日熊本県告示第1141号の事業地のうち、大字福原字三ツ迫の地内において事業地を変更する。
- 4 事業施行期間  
昭和60年1月31日から平成23年3月31日まで

熊本県告示第233号

障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）から廃止の届出があった。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（精神通院医療）

医療機関の名称及び所在地	医療機関の開設者の名称、 主たる事務所の所在地及 び代表者の氏名	廃止年月日	医療機関コード
メンタルケア新屋敷クリニ ック 熊本市新屋敷三丁目9番4 号の7	熊本市水前寺一丁目23 番7号の901 本田 寿賀	平成21年 3月31日	0126554

熊本県告示第234号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成21年3月13日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	マダガスカル 2 (パラマウントピクチャーズジャパン)	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第 2 3 5 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 宇城市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西港一区 2 ( 3 2 1 - 1 - 0 0 7 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸外 ( 3 2 1 - 1 - 0 0 8 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸一 1 ( 3 2 1 - 1 - 0 0 9 - 1 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸二 2 ( 3 2 1 - 1 - 0 0 9 - 2 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に

- 関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸ー3（321ー1ー009ー3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸ー4（321ー1ー009ー4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸ー5（321ー1ー009ー5）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸ー6（321ー1ー009ー6）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
石場ー1（321ー1ー010ー1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
石場－2（3 2 1－1－0 1 0－2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
石場－3（3 2 1－1－0 1 0－3）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
石場－4（3 2 1－1－0 1 0－4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西港三区 5（3 2 1－1－0 1 1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
村の上－1（3 2 1－1－0 1 2－1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
村の上-2（3 2 1-1-0 1 2-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
村の上-3（3 2 1-1-0 1 2-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山川-1（3 2 1-1-0 1 3-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山川-2（3 2 1-1-0 1 3-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山川-3（3 2 1-1-0 1 3-3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦



- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本島（A）－1（3 2 1－1－0 1 4－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本島（A）－2（3 2 1－1－0 1 4－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本島（C）（3 2 1－1－0 1 5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本島（B）－1（3 2 1－1－0 1 6－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本島（B）－2（3 2 1－1－0 1 6－2）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本島（D）（3 2 1 - 1 - 0 1 7）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
首入（3 2 1 - 1 - 0 1 8）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
東港一区 1 - 1（3 2 1 - 1 - 0 1 9 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
東港一区 1 - 2（3 2 1 - 1 - 0 1 9 - 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）

- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
東港一区 1-3 (321-1-019-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
東港二区 1 (321-1-020)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
西港一区 1-1 (321-2-004-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
西港一区 1-2 (321-2-004-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
西港三区 2 (321-2-005)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
西港三区 3 (3 2 1-2-0 0 6)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
東港一区 2 (3 2 1-2-0 0 7)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
東港一区 3 (3 2 1-2-0 0 8)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
東港一区 4 (3 2 1-2-0 0 9)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
東港一区 5 (3 2 1-2-0 1 0)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西港二区 2（321-2-011）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西湊川（2）（321-1-006）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西湊川（3）（321-1-007）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
瀬戸川（321-1-008）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西湊川（4）（321-1-009）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
石場川（3 2 1 - 1 - 0 1 0）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
三角浦川（3 2 1 - 1 - 0 1 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
西湊川（1）（3 2 1 - 2 - 0 0 5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
荒川川（3 2 1 - 2 - 0 0 6）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
宇城市三角町三角浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び宇城地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 2 大津町
- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
室 2（4 0 3 - 1 - 0 0 5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
大津町室
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 西岳 1（4 0 3 - 1 - 0 0 6）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上鶴 3 丁目（4 0 3 - 1 - 0 0 7）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上大津（4 0 3 - 1 - 0 0 8）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上大津 3（4 0 3 - 1 - 0 0 9）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 西岳 2 - 1（4 0 3 - 1 - 0 1 0 - 1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 西岳 2-2（403-1-010-2）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上鶴 3 丁目 2（403-1-011）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 上鶴 3 丁目 3（403-1-012）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 後迫 3（403-1-013）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 後迫 4（403-1-014）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 大津町大津  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項



- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
吹田 (403-1-015)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
大津町吹田  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
室 (403-1-019)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
大津町室  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上大津3-1 (403-1-020-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
大津町大津  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
上大津3-2 (403-1-020-2)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
大津町大津  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
後迫 (2) (403-1-001(人))  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
大津町大津  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成13年政令第84号) 第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)



- ウ 天草市本渡町本渡  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下川原(東)（2 0 7 - 1 - 0 1 5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内柿 1（2 0 7 - 1 - 0 1 6）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
内柿 2（2 0 7 - 1 - 0 1 7）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山の口 1 - 1（2 0 7 - 1 - 0 1 8 - 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- イ 山の口 1 - 2 ( 2 0 7 - 1 - 0 1 8 - 2 )  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
山の口 2 ( 2 0 7 - 1 - 0 1 9 )  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山の口 3 ( 2 0 7 - 1 - 0 2 0 )  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山の手 1 ( 2 0 7 - 1 - 0 2 4 )  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市山の手町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)  
山の手 2 ( 2 0 7 - 1 - 0 2 5 )  
イ 土砂災害警戒区域の所在地  
天草市諏訪町  
ウ 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
南 ( 2 0 7 - 1 - 0 2 6 )  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 本渡－1（207－1－027－1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
 本渡－2（207－1－027－2）  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 平首（207－2－022）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 山の口南 1（207－2－023）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 山の口南 2（207－2－024）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 溝端 1（2 0 7 - 2 - 0 2 5）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (18) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
 山の口 3（2 0 7 - 3 - 0 1 6）  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 山の口南 3（2 0 7 - 3 - 0 1 7）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 溝端 2（2 0 7 - 3 - 0 1 8）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (21) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）  
 溝端 3（2 0 7 - 3 - 0 1 9）  
 イ 土砂災害警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 土石流  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 城ノ平 1 ( 2 0 7 - 1 - 0 2 6 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市船之尾町
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
下川原-1 (207-1-027-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
下川原-2 (207-1-027-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
内柿 2 - 1 ( 2 0 7 - 1 - 0 2 8 - 1 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
内柿 2 - 2 ( 2 0 7 - 1 - 0 2 8 - 2 )
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 1 3 年政令第 8 4 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
内柿 2-3 (207-1-028-3)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
内柿 1 (207-1-029)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
古川町 (207-1-039)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市古川町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
乙女蛇 2 (207-1-040)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市山の手町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山の手 2-1 (207-1-041-1)  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市山の手町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項



- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 山の手 2-2 (207-1-041-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市山の手町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 山の手 2-3 (207-1-041-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市山の手町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 諏訪-1 (207-1-042-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 諏訪-2 (207-1-042-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市諏訪町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
 諏訪-3 (207-1-042-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市諏訪町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 乙女蛇池上 1（207-1-043）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 乙女蛇池上 2-1（207-1-044-1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 乙女蛇池上 2-2（207-1-044-2）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 乙女蛇池上 2-3（207-1-044-3）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 南 2（207-1-045）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。）
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 浄南町西-1（207-1-047-1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市浄南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。）
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 浄南町西-2（207-1-047-2）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市浄南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 天草ユース下（207-1-050）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市浄南町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 山の手-1（207-1-001(人)-1）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市本渡町本渡  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
 関する事項  
 次の図のとおり  
 （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
 部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
 山の手-2（207-1-001(人)-2）  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 天草市山の手町  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
乙女蛇（207-1-002（人））  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市山の手町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本渡町東-1（207-3-006-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市浄南町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本渡町東-2（207-3-006-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市浄南町  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山の口 2（207-1-030）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
山の口 1（207-1-031）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 天草市本渡町本渡  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本渡斎場南 1（2 0 7 - 2 - 0 3 3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
本渡斎場南 2（2 0 7 - 2 - 0 3 4）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
溝端 1（2 0 7 - 2 - 0 4 7）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
溝端 2（2 0 7 - 2 - 0 4 8）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令（平成 1 3 年政令第 8 4 号）第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- イ 溝端 3-1 (207-2-049-1)  
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
溝端 3-2 (207-2-049-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山の口 3 (207-3-025)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山の口 4-1 (207-3-026-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木  
部に備え置いて縦覧に供する。)
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
山の口 4-2 (207-3-026-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に  
関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木

- 部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
町山口川右岸 (207-3-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
とくさ口-1 (207-3-028-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)  
とくさ口-2 (207-3-028-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
天草市本渡町本渡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 (平成 13 年政令第 84 号) 第 4 条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び天草地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 236 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 21 年 3 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 21 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字赤崎 617番2地先から 同町大字福浜字脇川内 1659番4地先まで	前	10.2	244.9	旧道移管
				30.0		
			後	3.0	394.3	
				26.0		
			10.2	244.9		
			30.0			

	葦北郡津奈木町大字岩城字仮泊 3 1 3 2 番 9 3 地先から 同所 3 1 7 3 番 8 4 地先まで	前	15.5 ～ 27.5	45.4
			4.0 ～ 9.0	97.1
		後	15.5 ～ 27.5	45.4

2 区域を変更する期日 平成 2 1 年 3 月 2 4 日

**熊本県告示第 2 3 7 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	瀬田熊本線	熊本市新南部三丁目 4 5 7 番 1 地先から 同所 4 5 7 番 1 地先まで	20.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 2 4 日

**熊本県告示第 2 3 8 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字竹ノ川 4 9 4 4 番 2 地先から 同所 4 9 4 4 番 2 地先まで	168.6	国防災
一般県道	五木湯前線	球磨郡水上村大字岩野丙字覚井 1 0 8 1 番地先から 同所 1 0 5 4 番 3 地先まで	133.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 2 4 日

**熊本県告示第 2 3 9 号**

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 1 年 3 月 2 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等



道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市南島字白拍子 798番1地先から 同市鹿央町岩原字扇田 1404番2地先まで	60.0	単道改
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字岩城字蛭子 2951番17地先から 同所 2949番7地先まで	140.0	緊道整 B
		葦北郡津奈木町大字岩城字蛭子 2989番64地先から 同町大字岩城字大戸 3029番3地先まで	191.3	
		葦北郡津奈木町大字福浜字平生 2491番1地先から 同所 2478番2地先まで	62.4	単道改
		葦北郡津奈木町大字福浜字平生 2540番2地先から 同所 2548番4地先まで	106.5	
		水俣市大迫字村前 927番1地先から 同市大迫字高柳 807番1地先まで	60.0	
		葦北郡芦北町大字大尼田字中野 1620番7地先から 同町大字大尼田字前田 1049番8地先まで	75.2	単橋改
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字告字川内迫 237番1地先から 同所 235番1地先まで	139.0	単道改
一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字横居木字梶原 13番1地先から 同町大字横居木字出口 10番2地先まで	159.0	単道改
一般県道	越小場湯浦線	葦北郡芦北町大字古石字唐津山 554番1地先から 同所 836番2地先まで	128.5	単道改
一般県道	上野田黒淵線	阿蘇郡小国町大字黒淵字玉洗 776番2地先から 同所 780番1地先まで	41.2	単道改

2 供用を開始する期日 平成21年3月25日

**熊本県告示第240号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年3月24日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字水ノ本 1 2 7 9 番 2 地先から 同所 1 3 0 4 番 1 地先まで	85.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 1 年 3 月 2 6 日

公 告

熊本県公告第 1 3 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロッキー世安店  
熊本市世安町字大畑 3 7 8 - 4
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸	鹿本郡植木町大字植木 1 3 3 番の 1

- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成 2 1 年 9 月上旬
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1, 3 2 3 平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の収容台数  
5 4 台
  - 駐輪場の収容台数  
1 0 台
  - 荷さばき施設の面積  
4 5 平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の容量  
1 8 立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午後 1 0 時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
第 1 駐車場 午前 7 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで  
第 2 駐車場 2 4 時間
  - 駐車場の自動車の出入口の数  
2 箇所
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 6 時まで
- 届出年月日  
平成 2 1 年 3 月 1 0 日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 2 1 年 3 月 2 4 日から平成 2 1 年 7 月 2 4 日まで

熊本県公告第 1 3 6 号

職業能力開発促進法（昭和 4 4 年法律第 6 4 号）第 4 6 条の規定に基づき平成 2 1 年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 実施職種

- (1) 1 級及び 2 級  
造園、金属熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工（数値制御形彫り放電加工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。）、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、フラワー装飾

- (2) 3 級  
園芸装飾、造園、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、左官、塗装（金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、フラワー装飾

- (3) 単一等級  
金属研磨仕上げ

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の手数料及び実施期日等

- (1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

等級	検 定 実 施 職 種	手数料の額
1 級 及び 2 級	造園、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形、強化プラスチック成形、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	1 6 , 5 0 0 円
	婦人子供服製造	1 4 , 2 0 0 円
3 級	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、左官、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	1 6 , 5 0 0 円 ( 1 1 , 0 0 0 円)

かっこ書きの手数料は、熊本県手数料条例別表第 2 0 に定める在校生等が受検する場合に適用する。

イ 実施期日

実技試験は、平成 2 1 年 6 月 8 日から平成 2 1 年 9 月 1 3 日までの間において、熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験の問題は、平成 2 1 年 6 月 1 日に熊本県職業能力開発協会公表する。

- (2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3 , 1 0 0 円

イ 実施期日

等級	検 定 職 種	実 施 年 月 日
3 級	園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、左官、塗装、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成 2 1 年 7 月 2 6 日
1 級及び 2 級	造園、金属熱処理、金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成 2 1 年 8 月 2 3 日
1 級及び 2 級	機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具	平成 2 1 年 8 月 3 0 日

	製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	
1 級及び 2 級	放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、電気機器組立て、強化プラスチック成形、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成 2 1 年 9 月 6 日
単一等級	金属研磨仕上げ	平成 2 1 年 9 月 6 日

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会  
熊本市水前寺六丁目5番19号熊本県住宅供給公社ビル内  
電話 096-384-1711

(3) 受付期間

平成 2 1 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 4 月 1 5 日まで

(4) 受検申請に関する注意等

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、140円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、郵送による申請書は、平成 2 1 年 4 月 1 5 日までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ イの場合において、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

5 手数料の納付方法等

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

6 合格発表

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が平成 2 1 年 1 0 月 2 日以降(平成 2 1 年 7 月 2 6 日に学科試験を実施する職種については平成 2 1 年 8 月 2 8 日以降)に書面で通知する。

(2) 技能検定の合格者は、平成 2 1 年 1 0 月 2 日(平成 2 1 年 7 月 2 6 日に学科試験を実施する職種については平成 2 1 年 8 月 2 8 日)に熊本県庁行政棟本館1階ロビーの掲示板及び熊本県庁ホームページにおいて受検番号を掲示又は記載する。

(3) 技能検定の合格証書及び技能士章の交付等

技能検定の合格者には、1 級及び単一等級については厚生労働大臣、2 級及び 3 級については熊本県知事の合格証書が交付されるほか、厚生労働大臣から 1 級技能士章、2 級技能士章、3 級技能士章、単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

7 その他

技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

熊本県公告第 1 3 7 号

職業能力開発促進法(昭和 4 4 年法律第 6 4 号)第 4 6 条の規定に基づき技能実習制度に係る平成 2 1 年度技能検定を次のとおり実施する。

平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 実施職種

(1) 3 級

さく井、铸造、鍛造、機械加工(普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。)、金属プレス加工、鉄工、建築板金(ダクト板金に係るものに限る。)、工場板金(機械板金に係るものに限る。)、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全(機械系保全に係るものに限る。)、電子機器組立て、電気機器組立て(回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。)、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝

具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、工業包装

(2) 基礎 1 級及び基礎 2 級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(3) 基礎 2 級

紙器・段ボール箱製造

2 受検資格

技能実習制度に係る 3 級に掲げる職種の試験については、当該職種に係る基礎 1 級又は基礎 2 級に合格した者に限り受けることができるものとする。

3 試験の方法

実技試験及び学科試験

4 技能検定試験の手数料及び実施期日等

(1) 実技試験

ア 実技試験の手数料

検 定 実 施 職 種	手数料の額
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装、紙器・段ボール箱製造	1 6 , 5 0 0 円
機械検査、婦人子供服製造	1 4 , 2 0 0 円

イ 実技試験の実施期日

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実技試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

エ 実技試験問題の公表

問題は、あらかじめ熊本県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 学科試験の手数料 3 , 1 0 0 円

イ 学科試験の実施期日

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日までの間において熊本県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 学科試験の実施場所

実施場所は、熊本県職業能力開発協会から通知する。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書を(2)の提出先に提出すること。  
なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面を添えること。

(2) 提出先

熊本県職業能力開発協会  
熊本市水前寺六丁目 5 番 1 9 号熊本県住宅供給公社ビル内  
電話 0 9 6 - 3 8 4 - 1 7 1 1

(3) 受付期間

- 実技試験及び学科試験の実施期日のそれぞれ2週間前まで
- (4) 受検申請に関する注意等
- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)の用紙及び受検案内は、熊本県職業能力開発協会に交付する。
- イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
- ウ イの場合においては、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。
- 6 手数料の納付方法等
- 実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。
- なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
- 7 合格発表
- (1) 合格通知
- 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、熊本県職業能力開発協会が書面で通知する。
- (2) 技能検定合格証書の交付
- 3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格者には、熊本県知事の合格証書を交付する。
- 8 その他
- 技能実習制度に係る技能検定について不明な点は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室又は熊本県職業能力開発協会に問い合わせること。

**熊本県公告第138号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(2工区)  
菊池郡菊陽町大字原水字下八町2137番の一部及び水路の一部  
3,458.28平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡菊陽町大字久保田2800番地  
菊陽町

**熊本県公告第139号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
水俣市月浦字前田54番18及び同54番183の一部  
4,669.60平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
鹿児島県阿久根市波留1074番地1  
株式会社タイセイ工務店

**熊本県公告第140号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成21年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
八代市松崎町字横手割444番、同445番及び同446番  
4,987.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
八代市古城町2690番地  
八代地域農業協同組合

**熊本県公告第141号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 菊池郡菊陽町大字辛川字中尾1923番1の一部、同1924番の一部、同1925番の一部、同1928番1の一部、同1928番3の一部、同1928番4の一部、大字辛川字下石ケ迫2454番の一部及び同2455番の一部  
 3,978.77平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
 上益城郡益城町大字惣領字木神1522番地1  
 医療法人永田会

**熊本県公告第142号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、健康保険病院労働組合八代総合病院支部支部長から平成21年3月3日付けで次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 争議行為の目的  
 次の要求内容の完全獲得  
 (1) 重点要求事項  
 ア 臨時職員に関する要求  
 イ その他の要求  
 (2) 継続する要求事項  
 ア 一方的労働協約破棄項目について、協定書どおり直ちに交渉を再開すること。  
 イ 健康保険病院労働組合本部と社団法人全国社会保険協会連合会で取り交わされた再協定については、健康保険病院労働組合八代総合病院支部と健康保険八代総合病院間でも再協定すること。  
 ウ 増員・賃金・労働条件の改善  
 エ 患者サービス向上に関する要求  
 オ 施設・設備の改善に関する要求  
 カ その他の要求
- 2 争議行為の日時  
 平成21年3月26日午前0時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 争議行為を行う場所  
 健康保険八代総合病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要  
 健康保険八代総合病院施設の全体又は部分的に連続を含むすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、これに対する妨害排除のための一切の争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員については配慮する。

**熊本県公告第143号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市御代志字沖野1838番8  
 300.18平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 合志市須屋2695番地498  
 川端 みどり

**熊本県公告第144号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
 合志市須屋字船入473番1、同474番1の一部、同474番3の一部及び同47

- 5番1の一部
- 1,730.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市平成三丁目16番27号  
株式会社九建ホーム

**熊本県公告第145号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字中明午1661番216及び同1661番189の一部  
862.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市水前寺三丁目30番13-201号  
堀口 正喜

**熊本県公告第146号**

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成21年3月13日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。  
平成21年3月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 争議行為の目的
  - (1) 医師・看護師・介護職員をはじめとする医療・福祉労働者の大幅増員。医師確保法制定、看護職員確保法・基本指針の改正及び介護従事者処遇改善法の実効性確保
  - (2) 生活を守る賃金と雇用の確保。大幅な一時金の獲得、「成果主義賃金」及び「業績評価制度」の導入反対。不払い時間外労働の一扫。下請け・派遣労働の導入・拡大反対
  - (3) 医療・介護・社会保障の拡充。後期高齢者医療制度の中止・撤回。患者負担増反対。医療費削減のための医療保険制度の改悪反対。安全・安心の医療・福祉の実現
  - (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小・合理化反対。住民本位の保健・医療・介護・福祉のネットワークの確立。職員の雇用の確保
  - (5) 200万人以上看護体制を保障する「看護職員需給見直し」の抜本見直し。長時間・2交代制勤務反対。2年課程通信制、各県一校の開設と受講保障、支援措置の確立
  - (6) 9条を中心とする憲法改悪阻止、国民投票法の具体化反対。自衛隊の海外派兵・有事法制の発動反対。核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など増税反対
- 2 争議行為の日時  
平成21年3月26日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
 

特定医療法人芳和会	くわみず病院（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	本部事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目14-41）
特定医療法人芳和会	ぼっぼ保育所（熊本市水前寺六丁目20-11）
特定医療法人芳和会	平和クリニック（熊本市本荘二丁目15-18）
特定医療法人芳和会	くすのきクリニック（熊本市龍田五丁目1-41）
特定医療法人芳和会	菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
特定医療法人芳和会	菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
特定医療法人芳和会	水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
特定医療法人芳和会	神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）
特定医療法人芳和会	八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
特定医療法人芳和会	天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）
有限会社健康共同ファルマ	ひまわり薬局（熊本市神水一丁目20-7）
有限会社健康共同ファルマ	くすの木薬局（熊本市龍田五丁目1-43）
有限会社健康共同ファルマ	さくら薬局（水俣市桜井町二丁目2-19）
有限会社健康共同ファルマ	たんぼぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字下中野5587-4）
特定医療法人ピネル会	ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目8-33）
社会福祉法人くまもと福祉会	特別養護老人ホームたくまの里（熊本市御領一丁目13-26）
- 4 争議行為の概要  
救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合



員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第 1 4 7 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。  
平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	有明（下津浦工区） （天草市）	平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日	平成 2 1 年 2 月 1 8 日	熊本県

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 1 3 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	住所
いわした友春後援会	山室 健蔵	岩下 富美子	阿蘇郡南阿蘇村吉田 1 0 9 1 - 2
緒方奨後援会	岩津 利明	歌丸 光典	菊池市野間口 1 1 2 5
工藤保雄後援会	今村 元雄	古沢 保介	阿蘇郡南阿蘇村久石 2 6 7 0
さいとう正後援会	齊藤 正	大淵 正之助	八代市井上町 3 7 1 番地（2 0 5）
篠崎鐵男後援会豊野支部	清成 澄人	福田 攻	宇城市豊野町糸石 3 4 8 5 - 1
中逸博光後援会	大山 真理子	中逸 博	玉名郡長洲町長洲 2 3 8 7 - 2
長野敏也後援会	長野 誠一	長野 哲敏	阿蘇郡南阿蘇村河陽 2 0 2 5 - 1
なにかわ雅彦後援会	何川 雅彦	何川 希	上天草市大矢野町登立 5 6 5
平田晶子後援会	丸山 直一	早稲田 富士男	上天草市大矢野町中 5 7 2 5 番地 1
藤井修一後援会	河添 恭輔	中田 敏男	鹿本郡植木町味取 5 4 番地 1
松田新市後援会	遠山 光義	奥田 敏彦	八代市鏡町宝出 1 2 8 5
吉田きとく応援の会	宮坂 照義	徳永 未人	玉名市中 2 0 2 2 - 2

熊本県選挙管理委員会告示第 1 4 号

政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成 2 1 年 3 月 2 4 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
公明党熊本第二総支部	会計責任者	前田 憲秀	城下 広作
自由民主党菊陽町支部	主たる事務所の所在地	菊池郡菊陽町原水 6 4 6	菊池郡菊陽町津久礼 3 2 1 8
自由民主党熊本県天草市第二支部	会計責任者	下田 敬二	山川 雄作
自由民主党熊本県遺族会支部	会計責任者	小川 綾子	畑本 千里
自由民主党熊本県熊本市第二支部	会計責任者	倉重 力	大野 鐵行
自由民主党熊本県身障連支部	代表者	三角 保之	際田 喜一郎
自由民主党熊本県石油販売業支部	会計責任者	松坂 勇	福原 修

その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	内容	
		新	旧
池田和貴後援会	会計責任者	下田 敬二	山川 雄作
木原稔後援会	主たる事務所の所在地	熊本市健軍 1-37-6	熊本市江津 2-29-25
木村仁後援会	国会議員関係政治団体の区分	法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体	法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体かつ法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員政治団体
熊本県商工連政治連盟	会計責任者	岩下 直昭	永田 昭三
熊本県社会保険労務士政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本市坪井 6 丁目 38-15 建峰ビル 304	熊本市坪井 6 丁目 38-15
熊本県石油政治連盟	会計責任者	松坂 勇	福原 修
熊本県中小企業政治連盟	会計責任者	新開 忠邦	田川 勝稔
国際勝共連合熊本県本部	主たる事務所の所在地	玉名市岩崎 1307-2 メゾン D 岩崎 106 号	熊本市渡鹿 3-8-54
	代表者	中山 信也	山隈 勝信
	会計責任者	中山 信也	山隈 勝信
佐藤周平後援会	主たる事務所の所在地	人吉市上薩摩瀬町 1401-7	人吉市上薩摩瀬町 1400-6
政治連盟熊本県防衛を支える会	会計責任者	佐藤 保壽子	佐藤 昌一
隊友稲穂会	会計責任者	石川 幸紀	古庄 昌雄
隊友稲穂会	主たる事務所の所在地	熊本市健軍 1-37-6	熊本市江津 2-29-25
田中さとし後援会	代表者	田中 宏	原 健一
	会計責任者	田中 恵美子	田中 宏
中嶋憲正後援会	主たる事務所の所在地	山鹿市鹿本町石淵 593	鹿本郡鹿本町石淵 593
ますなが慎一郎後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡御船町御船 1046-1	上益城郡御船町辺田見 386-1

熊本県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成 21 年 3 月 24 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

その他の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	解散した年月日
上原義武後援会	人吉市七日町 31	平成 20 年 12 月 31 日
緒方奨後援会	菊池市七城町砂田 257	平成 17 年 3 月 20 日
熊本魚水会	菊池市隈府 274	平成 20 年 12 月 31 日
熊本政経研究会	熊本市尾ノ上 3-10-12	平成 20 年 12 月 31 日
つきもり守後援会	玉名市築地 1736-2	平成 20 年 12 月 31 日
築森守の会	玉名市築地 1736-2	平成 20 年 12 月 31 日
西川京子熊本後援会	熊本市龍田町弓削西の上 812-1 マルソービル 3F	平成 20 年 9 月 16 日
橋本孝明後援会	玉名郡長洲町下東 1766-1	平成 20 年 12 月 31 日

熊本県選挙管理委員会告示第 16 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成 21 年 3 月 24 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出事項の異動届を提出した者	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内容	
				新	旧
池田 和貴	県議	池田和貴後援会	会計責任者	下田 敬二	山川 雄作
増永 慎一郎	県議	ますなが慎一郎後援会	主たる事務所の所在地	上益城郡御船町御船 1046-1	上益城郡御船町辺田見 386-1

熊本県選挙管理委員会告示第 17 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定による資金管理団体の取消の届出があったので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。  
平成 21 年 3 月 24 日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 柴 田 憲 保

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
木村 仁	参議院	木村仁後援会	熊本市水前寺6-32-8熊本太陽ビル	木村 仁
魚住 汎英	参議院	熊本魚水会	菊池市隈府274	魚住 汎英
築森 守	県議	つきもり守後援会	玉名市築地1736-2	築森 守
橋本 孝明	町村長	橋本孝明後援会	玉名郡長洲町下東1766-1	橋本 孝明

熊本県公営企業管理規程第1号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 21 年 3 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県企業局会計規程の一部を改正する規程  
熊本県企業局会計規程（昭和39年電気事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 契約（第92条―第96条）」を「第4節 契約一般（第92条―第96条）」に改める。

本則中「第4節 契約」を「第4節 契約一般」に改める。

第91条第1項第2号中「物品」を「もの」に改め、同項第3号中「10万円未満の物品の購入又は修繕をするとき。」を「10万円を超えないとき。」に改め、同条第2項中「予定価格調書の作成を省略することができる。」を「予定価格の算定基礎を記載した書類をもって予定価格調書に代えることができる。」に改める。

第91条に次の1項を加える。

3 契約担当者は、予定価格が30万円を超えない契約をしようとする場合においては、前項の規定にかかわらず、予定価格調書及び予定価格の算定基礎を記載した書類の作成を省略することができる。

第95条第5項第9号中「少額」を「100万円以下」に改める。

第95条の次に次の1項を加える。

第95条の2 第53条第1項及び第65条に定めるもののほか、委託その他の契約を締結した場合は、管理者が任命した検査員に検査させなければならない。

2 前項の検査は、契約担当者が自ら又は所属の職員に命じ、若しくは所属の職員以外の職員に依頼して行うものとする。

第112条第3号中「又は欠損金処理計算書」を削る。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業外収益 企業局又は（何）附帯事業 受入利息 有価証券利息の項中「公営企業金融公庫債券利息」を「地方公営企業等金融機構債券利息」に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業費用（何）発電所又は発電総合管理所又は一般管理費 普及開発関係費の項中「

広告宣伝費
資料作成費

」

を「

広告宣伝費
資料作成費
地域振興費

」に改め、事業費 営業外費用 企業局又は（何）附帯事業 支払利

息 企業債利息の項中「

財政融資資
金利息
簡保資金利
息
公募債利息
公営企業金
融公庫
肥後銀行
三菱東京U
F J 銀行

」

を「

財政融資資
金利息
簡保資金利
息
公募債利息
地方公営企
業等金融機
構
肥後銀行
三菱東京U
F J 銀行
その他金融
機関

」

に改める。

別表第2（第8条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設仮勘定（何）建設工事口 総係費 建設中利子の項中「公営企業金融公庫」を「地方公営企業等金融機構」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の電気事業会計勘定科目の固定負債の表の企業債 公募債 企業局の項中「公営企業金融公庫 肥後銀行」を「地方公営企業等金融機構 肥後銀行 その他金融機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の電気事業会計勘定科目の資本金の表の資本金 借入資本金 企業局 企業債 公募債の項中「公営企業金融公庫 肥後銀行 三菱東京UFJ銀行 九州電力株式会社」を「地方公営企業等金融機構 肥後銀行 三菱東京UFJ銀行 九州電力株式会社 その他金融機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業外収益 工業用水道 受入利息 有価証券利息の項中の「公営企業金融公庫債券利息」を「地方公営企業等金融機構債券利息」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費用 工業用水道 支払利息 企業債利息の項中「財政融資資金利息 簡保資金利息 公募債利息 公営企業金融公庫 肥後銀行 三菱東京UFJ銀行」を「財政融資資金利息 簡保資金利息 公募債利息 地方公営企業等金融機構 肥後銀行 三菱東京UFJ銀行 その他金融機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設仮勘定（何）施設建設工事口 総係費 建設中利子の項中「公営企業金融公庫」を「地方公営企業等金融機構」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の流動資産の表の現金預金 預金 工業用水道 定期預金の項中「肥後銀行県庁支店」を「肥後銀行県庁支店 その他金融機関」に改め、現金

預金 預金 工業用水道 譲渡性預金の項中「肥後銀行県庁支店」を「肥後銀行県庁支店 その他金融機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の固定負債の表の企業債 公募債 工業用水道の項中「公営企業金融公庫 肥後銀行」を「地方公営企業等金融機構 肥後銀行 その他金融機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の資本金の表の借入資本金 企  
業債 工業用水道 公募債の項中「公営企業金 融公庫 肥後銀行 三菱東京 U F J 銀行 九州電力株 式会社」を「地方公営企 業等金融機 構 肥後銀行 三菱東京 U F J 銀行 九州電力株 式会社 その他金融 機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の収益の表の事業収益 営業外  
収益 有料駐車場 受入利息 有価証券利息の項中「公営企業金融公庫債券利息」を「地 方公営企業等金融機構債券利息」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業外費  
用 有料駐車場 支払利息 企業債利息の項中「財政融資資 金利息 簡保資金利 息 公募債利息 公営企業金 融公庫 肥後銀行 三菱東京 U F J 銀行」を「財政融資資 金利息 簡保資金利 息 公募債利息 地方公営企 業等金融機 構 肥後銀行 三菱東京 U F J 銀行 その他金融 機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産  
建設仮勘定 有料駐車場建設工事口 総係費 建設中利子の項中「公営企業金融公庫」 を「地方公営企業等金融機構」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の流動資産の表の現金預金 預  
金 企業局 定期預金の項中「肥後銀行県 庁支店」を「肥後銀行県 庁支店 その他金融 機関」に改め、現金預金

預金 企業局 譲渡性預金の項中「肥後銀行県 庁支店」を「肥後銀行県 庁支店 その他金融 機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の固定負債の表の企業債 公募  
債 有料駐車場の項中「公営企業金 融公庫 肥後銀行」を「地方公営企 業等金融機 構 肥後銀行 その他金融 機関」に改める。

別表第 2（第 8 条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の資本金の表の借入資本金 企  
業債 有料駐車場 公募債の項中「公営企業金 融公庫 肥後銀行 三菱東京 U F J 銀行 九州電力株 式会社」を「地方公営企 業等金融機 構 肥後銀行 三菱東京 U F J 銀行」に改める。

「株式会社」

九州電力株  
株式会社  
その他金融  
機関」

附 則  
この規程は、平成21年3月31日から施行する。